

(仮称) 高齢者総合サポートセンター基本計画

平成 23 年 10 月

千代田区保健福祉部

目 次

はじめに	1
I 施設整備の基本事項	3
1 基本理念	3
2 機能構成	4
(1) 基本機能	4
(2) 本施設の機能を補完するとともに地域医療向上に資する機能	5
(3) 関連機能	5
3 施設整備の基本方針	6
4 施設整備上の配慮事項	7
II 事業・運営計画	9
1 施設全体の計画	9
(1) 基本機能等の概要	9
(2) 施設相互の調整機能	10
2 機能ごとの計画	12
(1) 高齢者の様々な相談拠点	12
(2) 在宅ケア〈医療〉拠点	16
(3) 高齢者活動拠点	23
(4) 高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点	26
(5) 多世代交流拠点	29
III 施設計画	31
1 計画条件	31
(1) 敷地	31
(2) 法令による主な規制	32
2 諸室の想定面積	33
3 敷地利用およびゾーニング	36
(1) 敷地利用と施設配置の考え方	36
(2) 階層構成	37
(3) 平面計画	39
今後のスケジュール	44

はじめに

【(仮称) 高齢者総合サポートセンターの必要性】

少子高齢化が急速に進行し、千代田区においても 10 年後には約 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会を迎える。

このような中、戦後 60 余年の社会発展、生活の安心の基礎となってきた年金や医療をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直す検討が進められているが、その方向性はいまだに定まっていない。

千代田区では、多くの区民の願いである「高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ため、平成 15 年度から保険制度を基本としながら、高齢期の不安を解消するための仕組みを検討してきた。

高齢者の状況や高齢者を取り巻く環境は大きく変化しているが、どのような状況下においても、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活が続けられるよう、区には要介護高齢者に対しても自立した高齢者に対しても、その生活実態を踏まえ、一人ひとりの状況に応じて支援していくことが求められている。

高齢者ができる限り元気で自立した生活ができ、介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう必要なサービスやサポートを提供する仕組みを作ることが行政の役割であり、本基本計画における(仮称) 高齢者総合サポートセンター(以下「本施設」という。)は、介護保険と医療保険の間にある事象に対応し、住み慣れた地域で暮らし続けるための安心を支える拠点となる施設である。

【医療機関の併設】

高齢になると、介護も医療も必要となる状況が発生する。しかし、現在の社会保障制度では、介護保険と医療保険は別の制度であり、制度上の制約から生活を支えるために必要なサービスが適時・的確に提供できない事例が少なくない。このため本施設には、医療機関(在宅療養支援機能)と訪問看護ステーション・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの各介護保険事業所をあわせ持つ「在宅ケア(医療)拠点」を備えるとともに、区内の医療機関・介護保険事業所との連携を図ることで、24 時間 365 日の体制で高齢者から様々な相談を受け、具体的なサービスを迅速に提供する介護と医療の総合コーディネート機能を有する施設整備を目指す。

一方で、区が医療機関を直接整備することは困難であるため、「在宅ケア(医療)拠点」の機能を担い、地域医療の向上にも取り組む施設として「九段坂病院」を移転・併設することに関して、平成 23 年 1 月に国家公務員共済組合連合会と仮基本合意書を取り交わし、8

月には基本協定を締結した。

【整備用地の検討】

本施設の整備用地については、平成 21 年度に策定した「基本構想」においては検討課題としており、「今後の高齢者福祉行政の中心となる施設であるため、関係者と調整を図りながら、条件に適合した用地を選定する必要がある」との整理をした。

千代田区役所の本庁舎は、平成 19 年 5 月に現在地に移転したが、旧庁舎の跡地の活用については、区民の貴重な財産であり、将来にわたり区民のために活用する必要があるとの考えのもと、区民への意見公募を行い、行政需要を勘案し、検討を進めてきた。

以上のそれぞれの検討を踏まえ、これからの高齢社会において区民の安心を支えるため、本施設を区民にとってなじみが深く、交通等も至便の位置にある区役所旧庁舎の跡地に整備することが最適であるとして、区のシンボリックな施設としての利用を目指していくこととした。また、区役所本庁舎や麴町・神田の高齢者あんしんセンター等の機関との緊密な連携も進めていく。

【これまでの検討経緯】

本施設の整備については、平成 15 年度以来、議論、検討を重ねてきた。

平成 15 年度に「高齢者在宅ケアのあり方検討会」において必要性が提唱されて以来、第 3 次長期総合計画の第 2 次推進プログラムや第 3 期介護保険事業計画、保健福祉総合計画で位置づけを行った。平成 19 年度には、外部委員等による調査検討会において「本施設が備えるべき機能等」を検討するとともに、整備候補地を複数あげ「本施設整備にあたっての建設要件等」を委託調査し、報告書を取りまとめた。平成 21 年度には区議会の議論を踏まえ、「基本的な考え方」や「本施設の概要」などからなる「基本構想」を取りまとめた。また、平成 22 年 9 月「(改定) 千代田区第 3 次基本計画」において、本施設の整備を明記した。一方、区議会においても「旧庁舎跡地の活用に関する特別委員会」や「(仮称) 高齢者総合サポートセンター調査特別委員会」が設置され、議論や審議がなされてきた。

本基本計画は、こうした検討経緯を踏まえ、平成 21 年度に策定した「基本構想」をもとに、平成 22 年度以降の内部検討やその後の協議、調整結果を反映して、施設設計へ円滑に移行するための条件を整理し、計画として取りまとめたものである。

I 施設整備の基本事項

1 基本理念

基本構想では、基本目標を「『その人らしさ』が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるまち千代田を実現する」とした。

基本目標を実現するための施設整備の「基本理念」として、次の2つを掲げる。

高齢期に感じる不安を解消し、安心して生活が続けられるよう支援する施設とする。



地域の介護保険事業所や医療機関と協議を進めながら、病院との合築の利点をいかし、都心部における新しい発想の試みとして、介護と医療が連携した仕組み「在宅療養支援ネットワーク」づくりに取り組んでいく。

その人らしさが発揮できるような活動や出会いの場がある施設とする。



元気な高齢者がいきいきと、いつまでも元気でいられる環境づくりや支援を行う。

2 機能構成

(1) 基本機能

本施設の機能のうち、相談機能は、現在、高齢介護課相談係や主に麴町・神田の2つの高齢者あんしんセンターのほか、高齢者センターが行っている。さらには、住宅改修など、高齢者に関連する様々な相談事業も行われている。区・関連機関で行っている相談サービスを、24時間365日対応できる「総合相談拠点」として再編、拡充していくものとする。また、医療相談についても、併設する九段坂病院の地域医療連携室等と密接に連携を取ることで、介護や医療の現場につなげることで、総合的なコーディネート機能を備えた相談窓口の実現を図る。

在宅療養支援に関しては、相談窓口機能に加えて、併設する九段坂病院による在宅ケア(医療)拠点機能を備えることにより、医療相談、訪問診療、緊急入院などの対応が可能になるとともに、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなど、これまで千代田区の在宅サービスで手薄な分野を補完していく。さらに、介護を支える現場の人材育成支援についても検討を進めていく。

元気な高齢者の活動支援は、現在、高齢者センターを中心として行っているサービスであるが、利用者が固定化されているなどの課題も抱えている。これから高齢期を迎える「団塊の世代」など、ますます増える高齢者が使いやすい施設づくりを目指すとともに、多世代交流機能の充実等により、より身近な拠点施設を実現していく。

本施設が備える基本機能は以下の構成とする。

表 本施設の基本機能

機能	内容
① 高齢者の様々な相談拠点	区内在住の高齢者およびその家族・関係者からの相談にいつでも、どんなものでもワンストップで対応するとともに、在宅における介護・医療の連携支援や各種サービスのコーディネートを行う。
② 在宅ケア(医療)拠点	地域の介護保険事業者や医療機関等と協力しながら、高齢者の在宅療養を支援する。
③ 高齢者活動拠点	区内の高齢者に対し、健康増進・介護予防、教養の向上、レクリエーションなどの機会・場を総合的に提供する。
④ 高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点	介護人材のスキルアップに資する知識や技術向上の企画と実践の場を設ける。
⑤ 多世代交流拠点	だれもが自由に集い、憩うことができる場・機会の提供、サロン機能の提供等を行う。また、大規模災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を担う。

（２）本施設の機能を補完するとともに地域医療向上に資する機能

本施設は、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう 24 時間 365 日支援する新しい施設として、計画するものである。高齢者の在宅生活を支援するには、介護と医療の連携が不可欠であるが、区が医療機関を整備することは困難であり、病院等との密接な連携協力が必要である。

一方、区内に立地する九段坂病院は施設の老朽化により建て替えが必要になっている。しかし、建て替えにあたって敷地条件から必要な床面積の確保が困難であることなどから、現在の敷地からの移転の意向を示している。九段坂病院が区外に転出すれば区民が利用できる医療サービスの水準が低下することにもつながる。

本基本計画では、本施設を九段坂病院との複合施設として整備することによって、病院自らが本施設の機能である訪問診療や訪問看護、リハビリテーションを実施する。あわせて病院は、区の地域医療向上のために、地域の医療機関等と連携した在宅医療の支援、救急医療の提供、区民の緊急入院受け入れ体制確保および災害発生時の医療対応などを実施していく。

これらを通じて、本施設と病院は連携しながら、介護と医療の両面から総合的に高齢者の在宅生活を支援していく。

（３）関連機能

社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターについては、相談・活動拠点を中心に連携を図っていくため、本施設内に移設し集約するものとする。これにより、各機関との連携を強化するとともに、高齢者の活動、相談や支援、介護ケアの人材育成面からも、効果的な事業展開を図っていくものとする。

3 施設整備の基本方針

本施設は以下の基本方針に沿って整備を行う。

① 親しみやすく、訪れやすい施設づくり

高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための高齢者福祉サービスのシンボルとなる施設である。高齢者はもちろん、多くの区民が訪れやすく利用しやすい環境を確保する。そのため、ていねいな受付・案内から相談拠点・高齢者活動拠点等に連なる“開かれた”施設づくりを目指す。だれもが立ち寄りやすく、相談しやすい雰囲気を実現するために、人と活動の見える、温かく、にぎわいの感じられる空間を演出する。また、本施設の様々な相談・活動・支援サービスが総合的に利用できる効率的な施設づくりを目指す。

② いつでも安心を感じられる施設づくり

高齢者の活動支援から、相談、介護・診療までを担う施設である。また、介護と医療の連携により高齢者の在宅支援機能をより充実したものとするとともに、地域医療サービスの向上の拠点となる施設でもある。利用者が、安心して使える環境を確保するとともに、緊急時等の安心の拠点としての機能を確保する。本施設と病院のそれぞれが有効に機能するとともに、複合施設のメリットをいかせる施設づくりを目指す。

③ 場所と環境をいかした魅力づくり

区役所旧庁舎跡地は水や緑が豊かな内濠沿いの恵まれた立地にある区民の貴重な財産であり、現区庁舎に近接した位置にある。内濠の環境を活用できる空間・動線整備を行い、現区庁舎の区民ホールとの連携を視野に、高齢者はもちろん、多くの区民が利用したくなる魅力のある施設づくりを目指す。

4 施設整備上の配慮事項

施設設計にあたっては、「施設整備の基本方針」に沿って、以下の諸点に配慮するものとする。

① ユニバーサルデザイン

本施設は高齢者をはじめ様々な人が利用することから、だれもが使いやすい建築物となるよう配慮する。このため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」「東京都福祉のまちづくり条例」が規定する施設整備基準に準拠するとともに、サインなどについては、文字の大きさや配色など、千代田区のユニバーサルデザインガイドラインに準拠したものとする。また、「赤ちゃんふらっと」など、子育て環境の整備にも配慮する。

② 利用者の健康への配慮

本施設は高齢者が安全で安心して暮らしていけるよう総合的なサポートを行う施設であることから、利用者が安心して利用できるよう、特段の配慮を行うものとする。このため、受動喫煙防止対策として施設内での禁煙を徹底するとともに、シックハウスに配慮した工法・部材等を使用する。

③ 複合施設としての有効なゾーニング配置、管理区分

建物全体は、本施設の5つの機能と病院および社会福祉協議会などの外部機関が併設された複合的な施設となることから、それぞれの施設が有効に機能できるよう、適切なゾーニング配置を行う。

1階には、本施設（多世代交流拠点等）を設置することで、にぎわい空間を建物外部から感じられる意匠とする。また、1階の面積が限られている中で、本施設とともに病院の救急対応のスペースも配置する。なお、感染症を防止するため、本施設と病院には、それぞれ専用出入口を設ける。

病院機能は、救急・検査・手術の連続性や医療スタッフの迅速な移動性を確保するため、2・3階に配置し、本施設は、連続した2層（フロア）が確保でき、かつ屋上広場に隣接することとなる4・5階を中心に構成する。また、相談機能では、病院の地域医療連携室との隣接・連携が有効かつ必要であるなど、配置とあわせて、区画方法にも配慮が必要である。

各施設が有効に連携して、全体としての効果を発揮するために、5つの機能相互や関連

機能との間の区画を含め、連携時間帯や管理区画ごとの施設管理が可能となるようセキュリティ面での配慮を行うとともに、利用者に分かりやすく、適切な案内表示等を工夫する。

④ 環境負荷の低減

本施設は公共性の高い大規模な建築物として、省エネルギー化やヒートアイランド対策をはじめ、環境負荷の小さいモデル的な建築物とする。このため、区有建築物となる本施設部分については「区有施設の環境・温暖化対策ガイドライン」に準拠するとともに、九段坂病院部分についてもできる限り同ガイドラインおよび「省エネ・再エネ東京仕様（2011）」に準拠したものとなるよう配慮する。

⑤ 防災性の確保

東日本大震災を経て、防災に対する区民の関心が高まっている。本施設は不特定多数の人が利用する施設であることから、災害時にも安全性の高い建築物とすることが求められる。また、多世代交流拠点や併設病院が災害時の対応拠点となることを想定している。このため、災害時の迅速な避難が可能となるよう配慮するとともに、各種災害時に設備機器や施設機能が損なわれないよう浸水対策や非常電源の確保等、十分検討し、必要な性能の確保を目指すものとする。

⑥ 景観形成

本施設の敷地は、皇居の内濠である牛ヶ淵に面し、皇居の石垣や水辺と緑等の美しい眺めが得られ、歴史が感じられる景観上優良な場所である。このため、本施設は、良好な景観形成を図るため、区の「美観地区ガイドプラン」で定める基準等に適合した建築物とする。

II 事業・運営計画

1 施設全体の計画

(1) 基本機能等の概要

【事業・運営の概要】

	開館時間	休館日	利用者
●相談拠点			
総合相談・支援	24時間	なし(365日開設)	高齢者・家族・関係者
専門相談	月2～7回程度設定		
●在宅ケア(医療)拠点			
在宅療養支援機能			要介護認定者
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
通所リハビリテーション			
(在宅療養拠点病院)※P.16参照	24時間	なし(365日開設)	区民等
●高齢者活動拠点			
健康増進活動 講座・講習会運営 活動支援	9:00～17:00	月1回	60歳以上の 元気高齢者
●高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点			
研修	13:00～17:00 18:00～22:00		区民・介護従事者等
その他支援	平日昼間		
情報資料コーナー	平日=9:00～22:00 休日=9:00～17:00		
●多世代交流拠点			
交流拠点スペースの活用による にぎわい創出 多世代交流事業	9:00～17:00		区民等
(災害ボランティアセンター)	大災害発生時		災害ボランティア

※ 本表に掲げる開館時間等は、本基本計画策定時における基本的な方針であり、施設開設までに詳細を検討する。

(2) 施設相互の調整機能

【総括調整責任者】

本施設は複数の異なる機能を有する施設からなる複合施設である。したがって、これらの各施設相互の調整を図るため、総括調整責任者を置く。総括調整責任者は、相談拠点の業務を指揮・監督することなどから、区職員としての身分を有する者とするが、任用の形態や詳細な権限（下記を除く）については、施設開設までに検討していく。

また、本施設には民設民営による病院が併設予定であるが、当該病院が区民福祉の向上に適正に寄与しているかどうかを日常業務の中で把握し、必要に応じて改善を要請していくため、総括調整責任者がその役割を務める。

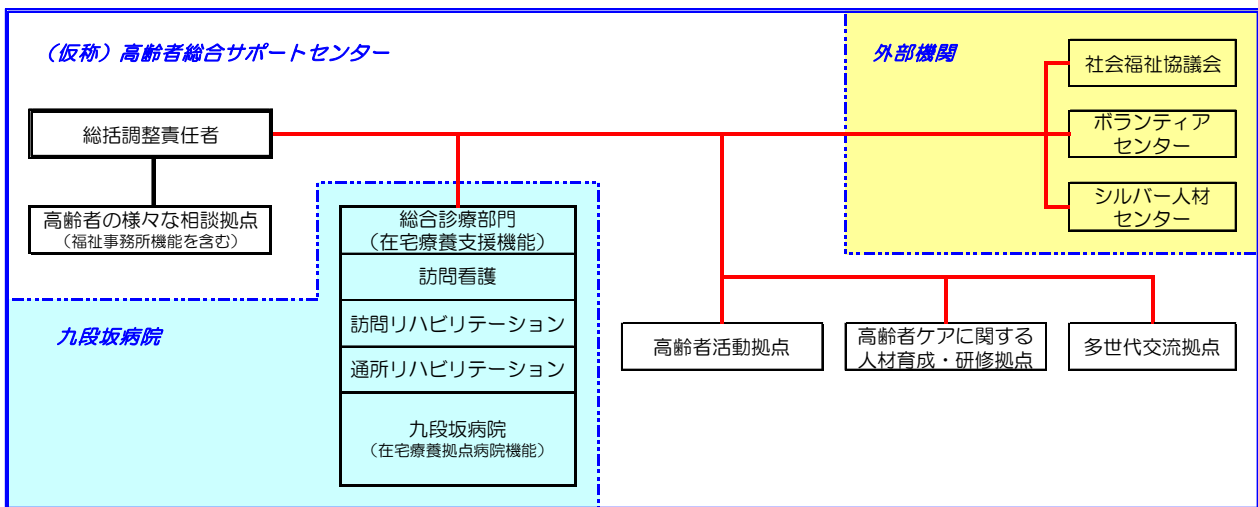
(ア) 権限・役割

- ① 高齢者の様々な相談拠点（高齢介護課相談部門等）、本施設管理部門の総括に関すること（福祉事務所の措置事務の一部を含む）
- ② 本施設および九段坂病院の諸機能に関する連絡調整（ケアカンファレンス、介護と医療の相互調整《コーディネート》等を含む）に関すること
- ③ 区分所有による本施設と九段坂病院の建物管理・運営上の連絡調整に関すること
- ④ 上記②および③に関する運営調整会議（次ページ図）の運営に関すること
- ⑤ 「高齢者活動拠点」「高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点」「多世代交流拠点」の事業主体に対する指導等に関すること
- ⑥ 九段坂病院による本施設の機能の確保・補完および地域医療の向上に対する取り組みを評価するための評価委員会に関すること

(イ) 想定する人材像

高齢者全般についての諸制度や千代田区の置かれている現状に精通した者でなければならない。また、本施設が有する専門領域についての知識や実務経験を有していることが望ましい。

図 運営調整会議



【事業の評価】

(ア) 本施設の評価

本施設内の個々の機能（施設）については、今後実態に即した評価手法を検討し、個別または総体として評価を行う。

(イ) 併設病院の取り組みに対する評価

病院総体としての評価は、病院機能評価の受審等、病院の責任において、手法を選択する。また、病院が実施する介護保険事業に関する評価は、東京都と連携した指導・監査等が実施される。しかし、区有地を貸し付け、協定等に定めた役割を担うために、一定の事業を実施する病院としては、費用対効果や実施内容等を別途、評価・検証することが必要である。

そこで、本施設の機能の確保・補完および地域医療の向上に対する取り組みについての評価を実施するために、評価委員会を設置する。委員会は、区民、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、行政などの代表で構成する。

委員会で、病院が上記の役割・機能を適切に果たしているかどうかを、区民の立場に立って、評価・検証し、その達成に向けて必要な助言や提案を行うものとする。

(ウ) 評価結果の公表

(ア) (イ) それぞれの評価結果については、公表していくことにより「区民に対する説明責任」を確保するものとする。

2 機能ごとの計画

(1) 高齢者の様々な相談拠点

高齢者の生活や介護等どんな内容の相談に対しても 24 時間 365 日ワンストップで対応することで、高齢者に安心を提供する。あわせて、高齢者が抱える各種の問題に関する専門相談を実施する。介護や在宅福祉サービスの手続き等について、1 か所のできるよう極力、受付・対応を行う。さらに、介護だけでなく医療も必要な高齢者に対しては、その人の状況に応じ、介護と医療のサービスをコーディネートすることで、安心して在宅療養生活が継続できるよう支援する。

【基本的な考え方】

① 24 時間 365 日高齢者の相談に応じるワンストップ窓口、緊急対応の体制を整備

24 時間 365 日どんな内容の相談に対しても、ワンストップで対応し、関係機関と連携のもと高齢者の不安が解消できるようにする。

② 介護と医療の連携を推進しサービスコーディネート充実

介護と医療の連携を推進し、九段坂病院の地域医療連携室とも連携・協働しながら、各種サービスのコーディネートを行う。特に、介護も医療も必要としている高齢者が増加している中、在宅療養者の緊急時対応のほか、入院していた人を在宅療養につなげる退院時支援においても、医療関係者や介護関係者が参加する退院前カンファレンスの調整など、迅速かつ質の高いコーディネートを行う。また、地域における身近な相談や継続的な見守り・支援は、引き続き高齢者あんしんセンターで行う。

※ 高齢者あんしんセンターとの役割分担

平成 18 年度に麴町と神田の 2 か所に設置された高齢者あんしんセンターは、地域における高齢者の身近な相談拠点・介護予防（健康づくり）推進拠点としての活動を続けており、高齢者やその家族等との顔の見える関係を築きながら地域に根付いてきている。一方で、高齢者あんしんセンターの認知度が高まるに従い、相談件数が増加しており、相談内容も困難化・長期化する傾向も見られ、1 件の困難事例の対応のために他の業務に支障が出ることも想定される状況である。

こうした状況も踏まえ、高齢者の様々な相談拠点（以下「相談拠点」という。）は、区の高齢者の相談・支援活動の総合統括拠点として高齢者あんしんセンターを支援する

とともに、相互に連携し、高齢者の福祉・健康の増進を図る。相談内容が複雑な事案に関しては、高齢者あんしんセンターから相談拠点へ引き継ぎ、解決を図る。また逆に、相談拠点で受け付けた事案で、地域において継続的に対応すべきものは、相談者に十分説明のうえ、高齢者あんしんセンターへ引き継ぐ。

なお、本施設と高齢者あんしんセンターとの詳細な役割分担や位置づけについては、今後、さらに検討を進めていく中で整理していく。

③ 専門相談を充実

保健所や社会福祉協議会等の関係機関が実施する専門相談など、様々な専門相談を充実する。

相談の内容、問題解決に適した専門相談のコーディネートを行うとともに、各種専門相談の専門家や担当機関と連携・協力して、どんな内容の相談にも対応できる体制を整備する。

④ 福祉事務所として機能

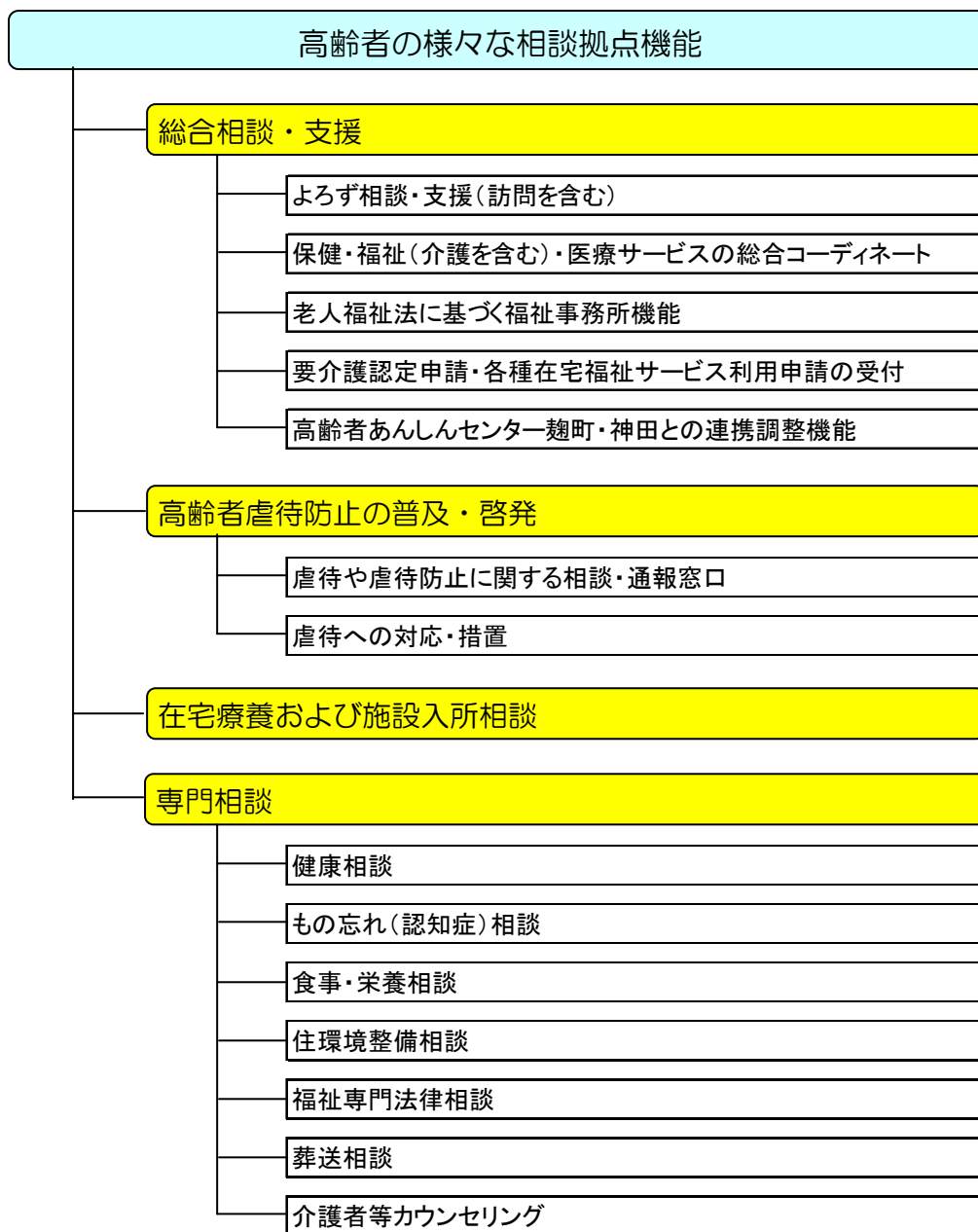
相談拠点は、区が設置主体となることから、「老人福祉法」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に定める福祉事務所としての役割および法的措置を講じるとともに、緊急事態においては、迅速かつ適切な判断・指示・対応を行っている。

⑤ 要介護認定申請・各種在宅福祉サービス利用申請などを受け付け

高齢者が必要とする諸手続きのうち、相談拠点で代行可能なものは極力受け付け、他の窓口を回ることなく、本施設で用件がある程度まで済ませられるような対応を行う。

【業務の内容】

業務の体系



各業務の具体的な内容は、次ページ別表のとおりとなる。

別表 相談業務一覧表

名称	対象	内容	実施日時
総合相談・支援	総合相談・支援	高齢者およびその家族・関係者	24時間 365日
	高齢者虐待防止相談	虐待を受けている、またはその恐れのある高齢者およびその関係者	
	在宅療養および施設入所相談	高齢者およびその家族・関係者	
専門相談	健康相談	高齢者およびその家族・関係者	月7回程度
	もの忘れ（認知症）相談	認知症高齢者または認知症の疑いがある高齢者およびその家族・関係者	月2回程度
	食事・栄養相談	高齢者およびその家族・関係者	
	住環境整備相談	高齢者およびその家族・関係者	
	福祉専門相談	区民およびその家族・関係者等	
	葬送相談	区民およびその家族・関係者等	
介護者等カウンセリング	介護者および介護サービス業務従事者	介護をしている方や介護サービス業務従事者の精神的ストレス・介護負担の軽減を図るため、専門のカウンセラーによるカウンセリング事業を実施する。	

(2) 在宅ケア（医療）拠点

地域の医療機関や介護事業者等と協力し、医療と介護の両面から総合的に高齢者の在宅療養を支援する。また、区内ではこれまで手薄だった訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションを実施することにより、在宅療養者の心身機能の維持・回復を目指す。

本施設における在宅ケア（医療）拠点機能と、病院が地域医療向上を目指し「在宅療養拠点病院」として果たす機能は、本来不可分のものである。しかしながら、本基本計画においては、本施設の一機能として、高齢者を対象とした前者の機能（以下「本機能」という。）を中心に述べることとし、P.19 以降の【併設病院に期待するその他の業務の概要】において、後者の機能についても触れることとする。

本機能については、原則として、併設を予定している病院が設置主体・事業主体として事業を運営することになる。

※ 在宅療養拠点病院

千代田区独自の病院型名で、在宅療養を実施する区内の診療所、訪問看護ステーションと連携して、在宅療養患者の緊急入院、検査の実施などによるバックアップや、回復期リハビリテーション病床を設置する等、千代田区における在宅療養支援ネットワークの中で具体的な責務を負う病院。

【基本的な考え方】

① 区内の医療機関や訪問看護ステーションと連携し機能を補完

かかりつけ医や訪問看護ステーションが対応困難なときや場合（症例）の支援・バックアップ機能として、緊急入院や訪問診療・訪問看護等を実施する。

② 在宅療養者の増加によるニーズへ対応

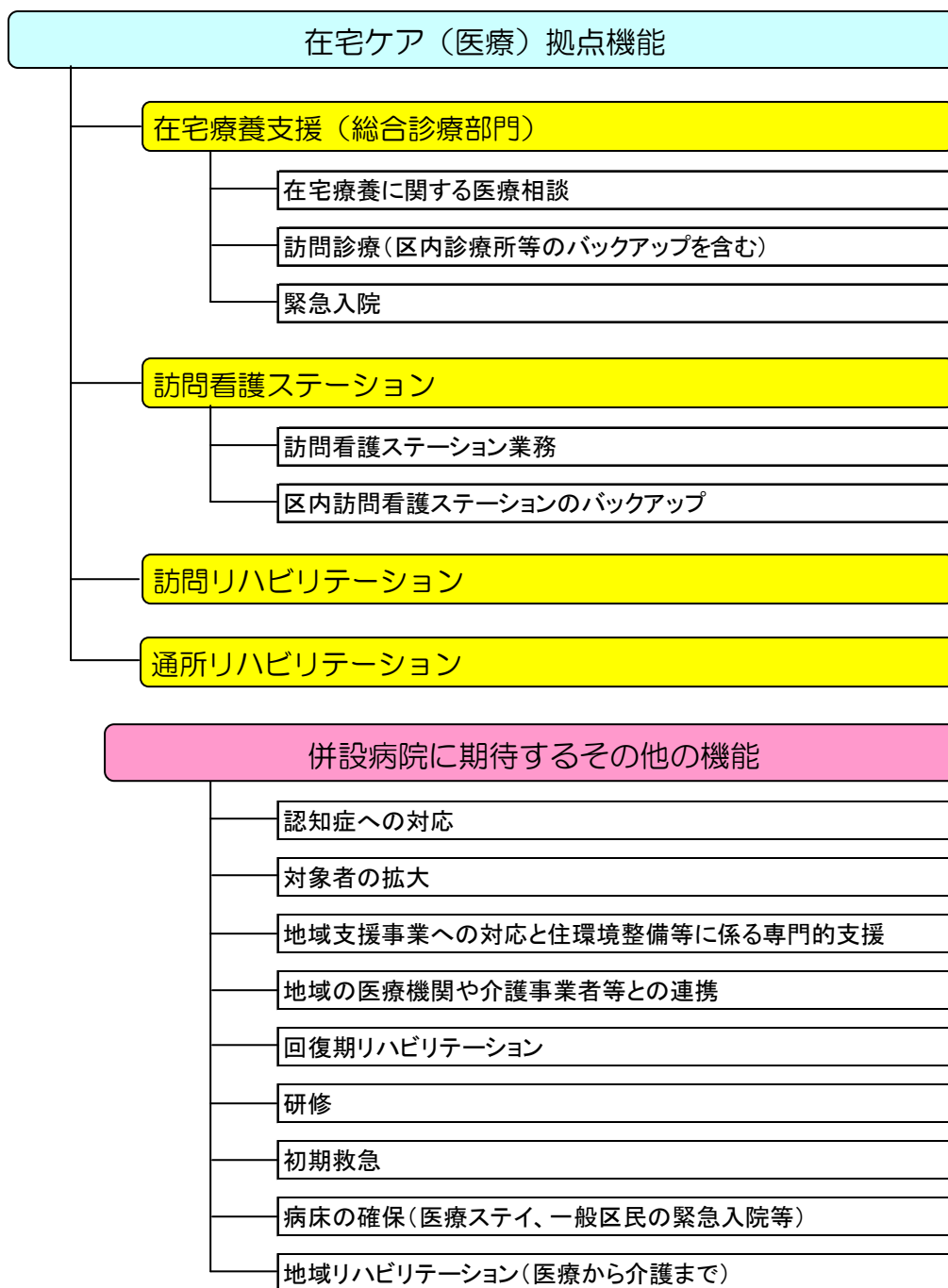
地域の医療機関や介護保険事業所と連携し、区内の在宅療養支援ネットワークの一翼を担う。

③ 総合的なリハビリテーション体制を整備

病院が担う医療機能としての急性期・回復期リハビリテーションから介護保険の維持期リハビリテーションまで、総合的・継続的なリハビリテーションを提供する。

【業務の内容】

業務の体系



【開設時に実施する業務の概要】

(ア) 在宅療養支援（総合診療部門）

a 在宅療養に関する医療相談

地域医療連携室・夜間宿直看護師などにより、24時間365日の医療相談に応じる。

b 訪問診療

区内の診療所や在宅療養支援診療所が対応できない場合のバックアップ（長期休診時や夜間・休日などにかかりつけ医から要請があった場合など）や、訪問診療を行うかかりつけ医が見つからない場合など、必要に応じて訪問診療を行う。

c 緊急入院

かかりつけ医からの紹介や登録制度などにより、かかりつけ医の事情、在宅療養者の病状急変時や、家族・介護者の諸事情で、在宅での療養が一時的に困難となったとき、緊急入院病床を確保する（夜間・休日を含む）。

病床の確保の方法や数については、原則として、病院における病床の稼働率や空き状況を勘案し、弾力的な運用の中で確保していくこととする。

また、ここでは、本施設（在宅ケア〈医療〉拠点）の機能のひとつとしてあげているが、在宅療養拠点病院としての病床確保については、後述する。

(イ) 訪問看護ステーション

a 訪問看護ステーション業務

訪問看護ステーションは、介護保険事業所としての業務となる。病院内に介護保険事業所としての要件を満たす専用の事務室を有するスペースを確保する。

本人・家族のほか、かかりつけ医やケアマネジャー等と連絡を取りながらサービスを提供し、平日の日中以外の時間帯での緊急時に対応できる体制も整えておくこととする。

b 区内の既存の訪問看護ステーションのバックアップ

区内の訪問看護ステーションが対応困難な、定期的に夜間・休日対応が必要な患者等に対して訪問看護を実施する。

また、区内の訪問看護ステーションでは対応困難なケースが生じた場合、その求めに

応じて必要な専門看護師・認定看護師を派遣し同行訪問する（専門的看護の支援）。

（ウ）訪問リハビリテーション業務

介護保険事業所として、訪問リハビリテーションを実施する。

事業運営上必要な事務スペース等は、併設の病院内に専用のスペースを確保する。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問サービスを確保する（医療保険・介護保険）。

（エ）通所リハビリテーション業務

病院内の医療用リハビリ施設（急性期・回復期）とは別に、介護保険制度上の通所リハビリ施設（維持〈慢性〉期）を設置する。施設の利用者数は、1日20名程度を想定する。

人員面・設備面で効率的・効果的に業務を遂行するために、医療用リハビリ施設に隣接して設置する。

【併設病院に期待するその他の業務の概要】

九段坂病院は、本施設における在宅ケア（医療）拠点の各機能を担うこととしているが、あわせて在宅療養拠点病院として、千代田区の地域医療向上にも資するものとしている。このため、医療および介護保険事業（訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）の各事業について、今後実施を期待する事業を掲げる。

（ア）認知症への対応

千代田区において、要支援・要介護認定を受けている高齢者は、高齢者全体の5人に1人の割合で、そのうち、半数以上が認知症である。千代田区における認知症の医療連携体制については、今後二次保健医療圏に1か所設置される「認知症疾患医療センター」との連携も含め、在宅医療・介護連携推進協議会において検討し、本拠点等の業務に反映していく。

※ 在宅医療・介護連携推進協議会

在宅療養生活を送る高齢者・家族を支えるため、地域資源、関係機関の連携状況等、地域の実態を把握し、医療と介護の連携方策、関連事業のあり方等について検討する協議会として平成20年に設置。

(イ) 対象者の拡大

現在、医療措置が必要な要介護者が利用できる通所介護施設は、区内にはない。しかし、潜在的な需要や今後さらに高齢者（特に後期高齢者）が増加していくことを想定すると、通所介護のあり方（医療措置が必要な要介護者への対応）についても検討する必要がある。

(ウ) 地域支援事業への対応と住環境整備等に係る専門的支援

地域支援事業の訪問型および通所型（リハビリテーション）事業等への対応を検討する（医療保険・介護保険外）。

住環境整備、福祉用具適応評価に係る専門的支援の実施を検討する。

※ 地域支援事業

要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して、そのような状態になることを予防するための（介護予防）事業である。地域支援事業には、このほかに、高齢者への総合相談や権利擁護などの包括的支援事業、区市町村が独自に実施する任意事業などがある。

(エ) 地域の医療機関や介護保険事業者等との連携

地域の医療機関相互の、また介護保険事業者と連携・協力体制を構築し、専門的な支援を行うなど、地域の実情にあった在宅療養を支援（かかりつけ医からの要請により検査等を受けられるようにする、かかりつけ医への逆紹介の仕組みを構築する等）する。

(オ) 回復期リハビリテーション

急性期医療機関退院後の在宅移行前の患者に対するリハビリテーション医療看護の体制を整備する。

必要な機能回復を目指すリハビリテーションや積極的な生活支援など、在宅を見据えた医療提供・支援を行う。

(カ) 研修

地域の在宅療養を担う医師・訪問看護師、介護職、高齢者あんしんセンター等と、病院スタッフ等によるケースカンファレンス（症例検討会）や、合同研修会を実施する。

(キ) 初期救急

相談拠点と「緊急時対応協定」を締結し、登録制などによるひとり暮らし等高齢者の体調急変時の相談対応を行うとともに、一般区民の初期救急を担う。

(ク) 病床の確保に係る業務

総合診療部門における在宅療養支援機能のうち高齢者を対象とする緊急入院対応のほか、在宅療養拠点病院の機能として、既存事業である「短期入院受入サポート」の実施や「在宅療養サポート」の検討、また、高齢者以外の一般区民の緊急入院対応などに対応していく。

a 短期入院受け入れサポート（医療ステイ）の実施

短期（原則として1か月につき10日間）の入院による必要な診療と医学的な管理を行う。医療に要した経費については、医療保険上の自己負担分を負担することになるが、「短期入院受け入れサポート（医療ステイ）」に係る病室のベッド料は、区が負担する。既存の医療ステイ利用支援事業の対象者を想定する。

b 一般区民の緊急入院の受け入れ

一般区民の急病時等に、初期救急対応するとともに、状況に応じ緊急入院ができるよう病院と協議・調整する。

c 在宅療養サポートの検討

他の回復期病院から一旦、本病院に一時転院（ワンクッション）し、地元かかりつけ医・居宅介護サービス事業者との連携のもと、緩やかな「在宅療養サポート」を目指す。この業務は、現状においても、各病院間で個別に対応しているところであるが、本機能の中で、その受皿としての一部を担うものとする。

(ケ) 地域リハビリテーション機能

a リハビリテーション医療看護の体制整備

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション等の介護保険サービスとあわせ、医療看護サービスとして、脳血管疾患、運動器疾患、呼吸器疾患に対応した施設・人員等を整える。

また、専門的対応として、以下の機能を確保する。

- ・ 摂食嚥下治療に係る機材を整備し、食事・栄養をサポートする。
- ・ 言語聴障害の治療、外来継続診療の確保を行う。
- ・ PO（義肢装具士）により、維持期（在宅期）患者に対する義肢装具の対応を確保する。

b 地域医療連携、予防から終末期までの切れ目のないリハビリテーション

リハビリテーションソーシャルワーカー（RSW）機能を強化し医療から介護までの一貫性を確保する。

c 難病の在宅療養者や障害者へのリハビリテーション

保健所で実施している難病の在宅療養者への通所リハビリテーション（月1回）等の実施について、検討する。

(3) 高齢者活動拠点

従前からの利用者に加え、団塊世代や新規転入住民にも「自分自身で自由に」「支援を受けながら」「仲間とともに」広く利用できるよう、生きがいつくりや仲間づくりのサポートをしていく。また、快適な空間を創出することで、健康をはぐくむための支援を行う。さらに、他の機能・施設と一体的に整備することで、関連施設との相乗効果による活性化を目指す。

【基本的な考え方】

① 高齢者にやさしく利用しやすい施設として設備を充実

現高齢者センターの諸室の機能・設備を確保したうえ、平面的にゆとりある空間を創出することで、利用時の接触事故や転倒事故を防止する。また、様々な活動に対応可能な諸室の増設や設備の機能向上（防音性・耐久性の向上や展示機能の強化）および多目的化による施設整備を図る。

② 幅広い参加を目指したプログラムを実施

利用者の固定化の解消を目的に、今までの団体利用に加えて、個人利用やレッスンプログラムなどの事業を取り入れ、団塊世代や新住民の利用を活性化する。

③ 高齢者の健康増進・介護予防機能を強化

病院との併設のメリットをいかし、現高齢者センターで行っている健康相談や栄養相談等の既存業務から、状況に応じて病院での受診・検査へ誘導し、疾病の予防や早期発見に努める。

また、介護予防の観点から機能回復訓練室等の活用を検討する。

④ 浴室を中心に交流を促進

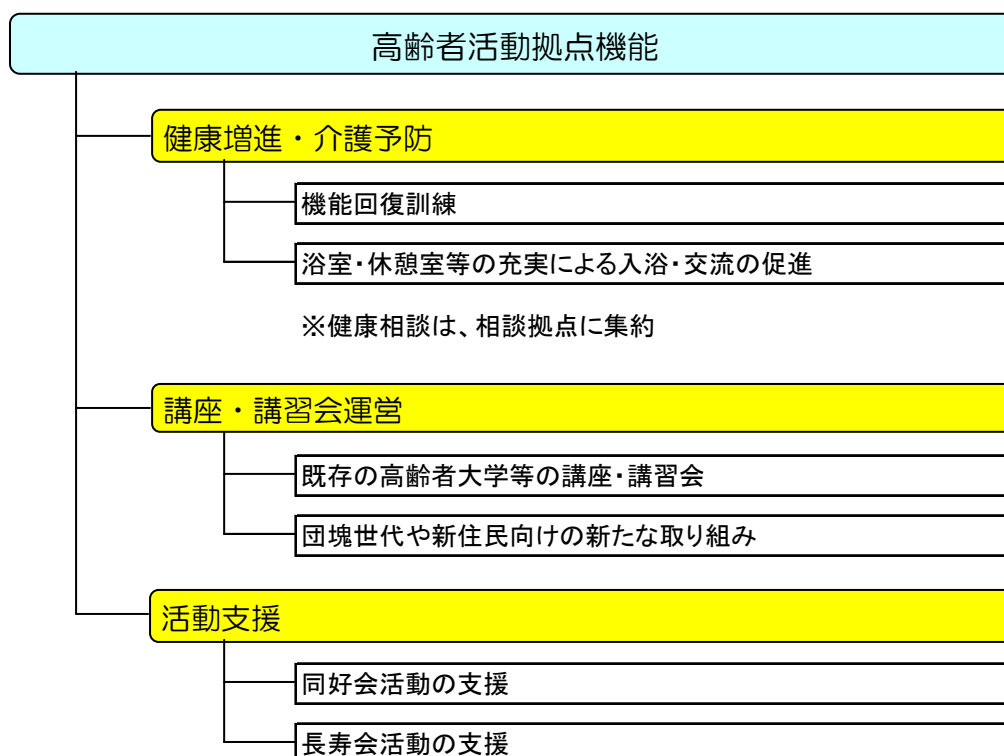
利用者の多い浴室を中心に、機能回復訓練室と休憩室を一体的に整備し、健康増進とともに利用者相互の交流の促進を図る。

⑤ 開館日の拡大等へ対応

今まで、休館だった第2・4・5日曜や祝日を開館する。また、夜間利用等の要望があった場合に速やかに対応できるよう、諸室の配置やスペースのゆとりに配慮し、セキュリティの増設等にこたえられる平面プランとする。

【業務の内容】

業務の体系



(ア) 健康増進・介護予防

a 機能回復訓練

高齢者の身体機能の維持・増進・回復を図るため、理学療法士によるリハビリ相談・体操、マッサージ、トレーニングマシンの自主利用開放を行う。

なお、自由利用者が多いトレーニング機器については、団塊の世代等の利用が増加することを想定して充実を図る。その際は、トレーナー・インストラクターを常駐させ、トレーニングマシン自主利用者への助言・指導を行うことを検討する。

さらに、ストレッチ・ダンス等に対応できるスタジオ設置、病院のリハビリ関連施設との連携による介護予防のためのリハビリテーションを検討する。

b 浴室・休憩室等の充実による入浴・交流の促進

高齢者の身体の清潔保持とリラックス効果・交流の促進を図るため、浴室・休憩室を整備する。また、機能回復訓練室と一体的に整備し、休憩室を充実するとともに、高齢

者同士の交流の促進を図る。

※ 健康相談等

高齢者の身体的・精神的健康の保持・増進を図るため、看護師による常時健康相談と医師による指定日健康相談を行う。

なお、現高齢者センターで実施している健康相談等は、相談拠点に移行する。

(イ) 講座・講習会運営

高齢者の知識の習得や継続した活動につながる趣味の習得を促すことで、生きがいきりや仲間づくりにつなげていくことを目的に、現状の高齢者大学等の高齢者向け講座・講習会を実施する。

また、団塊世代、新住民向けの新たな講座・講習会を開設する。

実施にあたっては、区内の大学等の資源活用、社会福祉協議会やボランティアセンター・併設病院との連携を図り、健康知識から科学知識までの幅広いジャンルの「聞いて知る」講座・講演会、運動系から文科系までの幅広いジャンルの「やって覚える」講習会など、各世代の知的好奇心を刺激していくという視点からだれもが参加したくなるメニューを検討・実施する。

(ウ) 活動支援

高齢者の生きがいきり・仲間づくりを目的に、高齢者が主体となって活動する場を整備することで、高齢者の自主活動の活性化を図る。

そのため、各種同好会の活動拠点として施設を開放し、同好会の日常的活動や同好会の立ち上げを支援するとともに、同好会連絡会を開催する。

また、季節ごとの催し物等の長寿会活動の支援や現行の外出事業を引き続き実施する。その他にも、食事サービス等のふれあいクラブ活動の支援や図書コーナーの拡充による図書室の設置などを行う。

さらに、社会福祉協議会やボランティアセンターと連携し、新たな事業の展開を検討する。

(4) 高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点

介護・医療に関する知識・技術の向上を図る企画・実践の場の提供や研修プログラム等の計画的な実施、自主学習の場の提供などにより、質の高い介護・福祉人材、ボランティアの育成・確保を図り、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の維持・向上を目指す。

【基本的考え方】

① 介護人材の育成により質の高いサービスを確保

介護・医療に関する知識や技術の向上を図る企画や実地に学び、習得できる機会・場を提供する。

また、小規模な介護保険事業所では単独で実施しにくい各種研修を低廉な費用で実施することにより、介護人材の研修参加機会を提供する。

さらに、資料室等を整備し、これらの人々が利用できるよう開放する。

② 家族介護者や一般区民の介護に対する知識を向上

介護や認知症に対する正しい知識を身につけることで、家族介護者や近隣住民などの介護技術の向上や負担軽減につなげ、介護者にも要介護者にも不安なく生活が送れる環境を目指す。

③ 介護人材を確保

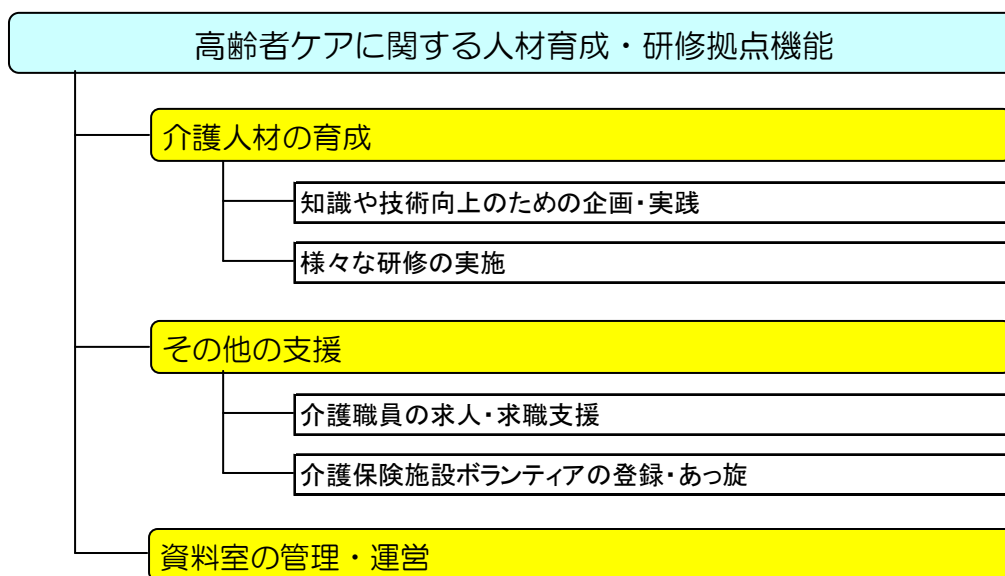
求人・求職情報を適切に提供するとともに、介護に関する資格を有しながら現在は働いていない人材などの有効活用を目指す。

④ ボランティアを有効活用

一般の区民だけでなく、元気な高齢者の生きがいつくりや社会参加を視野において、介護保険施設でのボランティア活動についてあつ旋・調整する。

【業務の内容】

業務の体系



(ア) 介護人材の育成

a 知識や技術向上のための企画・実践

要介護者にとって満足度の高い介護が受けられるよう、介護従事者のスキルアップに資する知識や技術向上のための企画や実地に習得できる場・機会の提供を行う。特に、今後医療対応の必要性が増していくことが想定され、また「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正・施行も予定されていることなどを踏まえ、専門性の向上を図る。また、既存の「介護サービスレベルアップ講習会」や「認知症サポーター研修」なども、実施主体を含めて、当拠点内での実施を検討する。

b 様々な研修の実施

介護従事者研修やメンタルヘルス研修、介護保険施設ボランティア研修、一般介護者研修など、介護従事者や家族介護者のニーズに応じた研修メニューを実施する。

※ 研修内容については、施設開設までの状況や対象者の要望を踏まえ企画する。

※ 研修等については、必要に応じて併設する病院や介護保険施設に協力を依頼し、体験・実践などを研修カリキュラムに取り入れる。

(イ) その他支援業務

a 求人・求職支援

区民に介護サービスを提供している介護保険事業所および区内介護保険施設の求人募集情報の登録・公開とともに、求職希望者への情報提供を行う。

あわせて、介護に係る資格を有していて、現在働いていない人材を有効活用するための方策を検討していく。

b 介護保険施設ボランティアの登録・あつ旋

特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、通所介護（デイサービス）など介護保険施設におけるボランティア希望者の登録を受け、区内介護保険施設にあつ旋する。

※ その他のボランティアは、ボランティアセンターとの連携を図ることとし、本施設の機能では介護保険施設のボランティアに特化する。

c その他（介護者交流会など、必要に応じて企画）

(ウ) 情報資料コーナー運營業務

一般介護者、ボランティアから専門分野までの高齢者ケアに関する書籍・資料等を収集し、知識の向上や国等による制度改正の状況などそれぞれの立場で必要な、様々な情報が得られるよう、閲覧コーナーの設置や貸出を行う。

（５）多世代交流拠点

多様な区民ニーズにこたえて様々な事業を実施することで、日常的に多世代が集い、出会い、関わる場と機会を提供する。

また、大規模災害時には、災害ボランティアの本部機能として活用することで、ボランティアの迅速・円滑な活動を支援する。

【基本的な考え方】

① にぎわいを創出

カフェ（喫茶・軽食）の設置や各種サロンの開催に必要なスペースを確保し、様々な世代の区民が常に滞留している空間を創出する。

特に、飲食コーナーについては、お濠の水と緑をいかしたオープンテラスの採用や、障害者の就労支援を目的に運営する区役所本庁舎のパン工房との連携も検討し、あたたかみとうるおいのある空間の創出を目指す。

② 各種催し物に対応できる柔軟性を確保

普段はフラットな床の大空間として、一般開放施設として活用するが、多目的のホールとして講演会や写真会等にも対応できるよう可動間仕切りなどの設備を備える。ホールとしての収容人員は、100名程度を想定する。

③ 本庁舎区民ホールの補完施設として機能

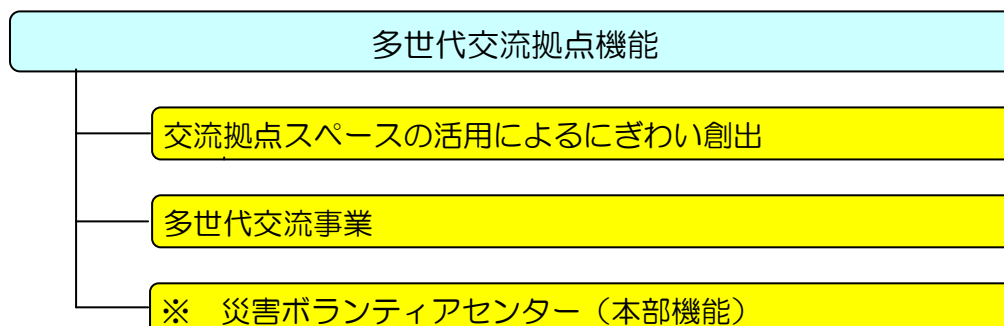
本庁舎の区民ホールでは1年を通じて多彩な催し物が開催されており、地域のにぎわいづくりに貢献している。区民ホールの催しと連動した催しやサテライト会場として活用することで、催し物の相乗効果を生み出すとともに、出会いの場を提供する。

④ 大規模災害時の災害ボランティアセンター本部機能として活用

大規模災害発生時にはボランティアの受け入れ、活動の調整を行う災害ボランティアセンターの本部機能として活用する。

【業務の内容】

業務の体系



（ア）交流拠点スペースの活用によるにぎわい創出

本施設の顔として、にぎわいの創出や多世代の交流を図ることを目的に、常時開設のカフェ（喫茶、軽食）やサロンスペースなどの設置により、くつろぎの空間を創出する。

また、「高齢者活動拠点」の集会室としても活用することで、高齢者とその他の世代が集う機会としていくほか、各種同好会による作品の展示や、区民・区内在勤・在学者の美術（絵画・写真等）作品の展示や区内小中学生の絵等作品の展示を検討するなど、多様な人々が滞留する場を演出する。

（イ）多世代交流事業

多世代が日常的に集い、出会い、関わりを持てるよう、様々な区民ニーズに対応した事業や取り組みを展開する。

Ⅲ 施設計画

1 計画条件

(1) 敷地

① 所在地

九段南 1-6-11 (区役所旧庁舎跡地)

位置図



② 敷地面積

約 3,300 m²

※ 上記は、建設用地として設定可能な実測の面積（暫定値約 3,870 m²）から、都市計画道路相当分（図面計測で約 500 m²）および隣接施設賃貸分（約 70 m²）を差し引いた概算（暫定）値である。正式な敷地面積については、当該敷地および都市計画道路相当分をそれぞれ区および都が測量後に確定する。

（２）法令による主な規制

当該敷地における法令による主な規制は以下のとおりである。

① 地域地区

商業地域

防火地域

② 容積率・建ぺい率

容積率 700%

建ぺい率 80%（耐火建築とした場合は 100%）

2 諸室の想定面積

本施設において整備すべき各機能および諸室の想定面積は以下のとおりである。

【高齢者の様々な相談拠点】

施設	面積	備考
執務スペース	135 m ²	総括調整責任者室・管理部門を含む 仮眠スペース／シャワー室要
相談室等	55 m ²	
合計	190 m ²	

【高齢者活動拠点】

施設	面積	備考
事務室	65 m ²	うち15m ² は1階
健康相談室	50 m ²	相談拠点へ集約（1階に配置）
図書室	30 m ²	
活動室	360 m ²	5室程度（約60～90m ² ）
娯楽室	175 m ²	3室程度（約50～70m ² ）
機能回復訓練室	170 m ²	スタジオ仕様
休憩室	170 m ²	
浴室	80 m ²	
倉庫	40 m ²	3か所程度
その他	40 m ²	更衣室等
合計	1,180 m ²	

【高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点】

施設	面積	備考
事務室		活動拠点と共用
相談室		相談拠点へ集約
研修室	210 m ²	3室程度
閲覧スペース	60 m ²	
一時保育室	10 m ²	
合計	280 m ²	

【多世代交流拠点】

施設	面積	備考
多目的ホール・カフェ等	340 m ²	
合計	340 m ²	

【在宅ケア（医療）拠点】※病院が設置・運営（参考）

施設	面積	備考
総合診療部門 （在宅療養支援機能）		病院の診療部門内に配置
訪問看護	30 m ²	
訪問リハビリテーション	30 m ²	
通所リハビリテーション	100 m ²	
合計	160 m ²	

【関連機能】

(社会福祉協議会)

施設	面積	備考
事務室	150 m ²	
相談室	25 m ²	
会議室	60 m ²	
休養室・更衣室	40 m ²	
倉庫	85 m ²	2か所程度
合計	360 m ²	

(ボランティアセンター)

施設	面積	備考
事務室		社会福祉協議会と共用
会議室	160 m ²	
録音室	20 m ²	
録音室・交流コーナー	100 m ²	
倉庫	10 m ²	
合計	290 m ²	

(シルバー人材センター)

施設	面積	備考
事務室	140 m ²	
会議室	95 m ²	
就業室・作業準備室	75 m ²	
交流コーナー	55 m ²	
展示販売スペース	25 m ²	
休養室・更衣室	30 m ²	
倉庫	30 m ²	2か所程度
合計	450 m ²	

3 敷地利用およびゾーニング

(1) 敷地利用と施設配置の考え方

① アプローチ

- ・ 本施設と病院、2つの機能の合築施設。
- ・ 元気な高齢者（＋多世代）から、療養目的（＋検診、見舞い等）の利用が想定される。
- ・ 救急車等のアクセス、施設全体へのサービス動線確保も必要。
- ・ アプローチ道路としては、内堀通り一本。
- ・ 施設利用者の主要アクセスを九段下交差点側に設定する。
- ・ 区役所本庁舎との連携利用をも想定する。
- ・ 将来の都市計画道路の拡幅対応を含め、建物前面に十分な空間を確保する。

② みどりのネットワーク

- ・ 内濠、公園区域に隣接した立地。
- ・ 清水門以東とは違い、不特定多数の区民等からみて、内濠の視認性が確保されていない。
- ・ 将来的には、濠に沿った遊歩道を整備することを想定して、空間（テラス）を先行して確保することを目指す。
- ・ テラスの機能を活用できる、内堀通りから濠へ至る歩行者アクセススペースを確保する。
- ・ 内堀通り側の前面空間から、濠へ至る歩行者アクセススペース、テラスへの植栽に配慮する。

③ 施設配置

- ・ これまでは旧区役所建物があり、新たに整備される合築施設の必要機能からくる施設ボリュームを想定すると、敷地の活用と立地場所として求められる「みどり」等との調和が重要な課題となる。
- ・ 多世代の利用を含む、元気な高齢者の利用を誘導すべき本施設と、在宅療養拠点としての病院のそれぞれが適切に存在をアピールできるよう配慮する。
- ・ 高層階に配置される病棟を含む病院に対して、内濠へのアクセス空間を含めて、下層階に本施設としてのまとまりを確保する。

(2) 階層構成

① 各機能の階層構成

- ・ 1階には、本施設としてのエントランス・館内案内機能を確保するとともに、24時間365日相談受付を行う相談拠点機能を確保する。
- ・ 平面的に面積の確保できる中間階2層に、高齢者活動拠点、高齢者の活動を支援する諸団体（社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センター）、人材育成・研修拠点をまとめて配置する。
- ・ 多世代交流拠点機能としては、1階エントランスホールから内濠沿いまで、連続する空間を確保し、必要に応じて区画することで、ホールの役割を準備する。

② 4階の各拠点、機能

- ・ 高齢者活動拠点のうち、機能回復訓練機能を除く活動室を配置する（活動室は、4階と5階の2層にまたがって配置されることになる）。
- ・ 人材育成・研修拠点と社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターを同一フロアに配置することで、会議室等の相互利用・有効活用を目指す。

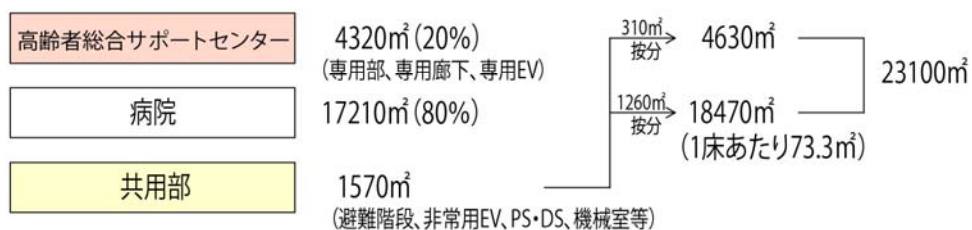
③ 5階の高齢者活動拠点（機能回復訓練機能等）

- ・ 4階屋上部分をテラスと設定し、テラスに面して機能回復訓練室等を配置する。
- ・ 機能回復訓練機能は、必要に応じて、病院に設置されるリハビリ部門と有効な連携の取れる配置となるように配慮する。
- ・ 機能回復訓練機能としては、機能回復訓練室のほか、浴室、休憩室を相互に連携利用が可能な配置を目指す。
- ・ 5階には、その他、活動室・娯楽室等を配置する。

④ 各階の連携

- ・ 1階と4・5階の連携も重要であるが、特に、活動拠点を分散して配置することを想定している4・5階の連携には、十分配慮するものとする。
- ・ 活動拠点内の連携だけでなく、人材育成・研修拠点や社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターが、それぞれ有機的に連携し、相乗効果が発揮できるように、4・5階の連携性については、見通しがきくような吹き抜けの設置等もあわせて検討する。

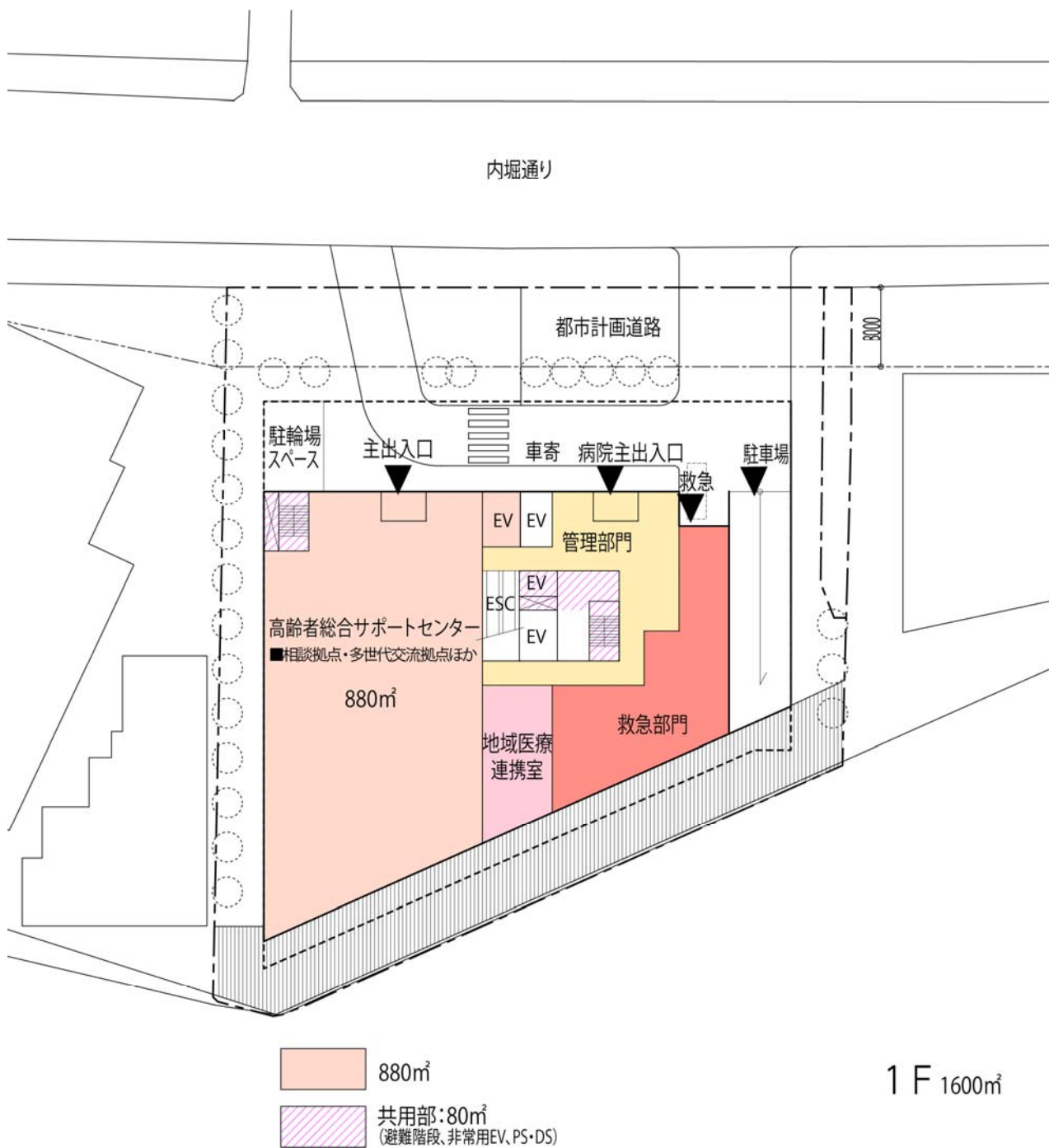
		PHF	90㎡
健診センター	管理部門	13F	1210㎡
回復期リハ病棟		12F	1300㎡
病棟		11F	1300㎡
病棟		10F	1300㎡
病棟		9F	1300㎡
病棟		8F	1300㎡
病棟		7F	1300㎡
管理部門		6F	1340㎡
高齢者総合サポートセンター ■活動拠点	リハビリ テラス・リハビリ庭園	5F	1800㎡
高齢者総合サポートセンター ■活動拠点・人材育成拠点 (社会福祉協議会・ボランティアセンター・シルバー人材センター併設)		4F	2350㎡
手術・検査部門		3F	2380㎡
診療部門		2F	2180㎡
エントランス・救急	高齢者総合サポートセンター ■相談拠点・多世代交流拠点ほか	1F	1600㎡
高齢者総合サポートセンター 倉庫	管理部門	B1F	1300㎡
機械室・電気室	機械式駐車場	B2F	1050㎡
			合計 23100㎡

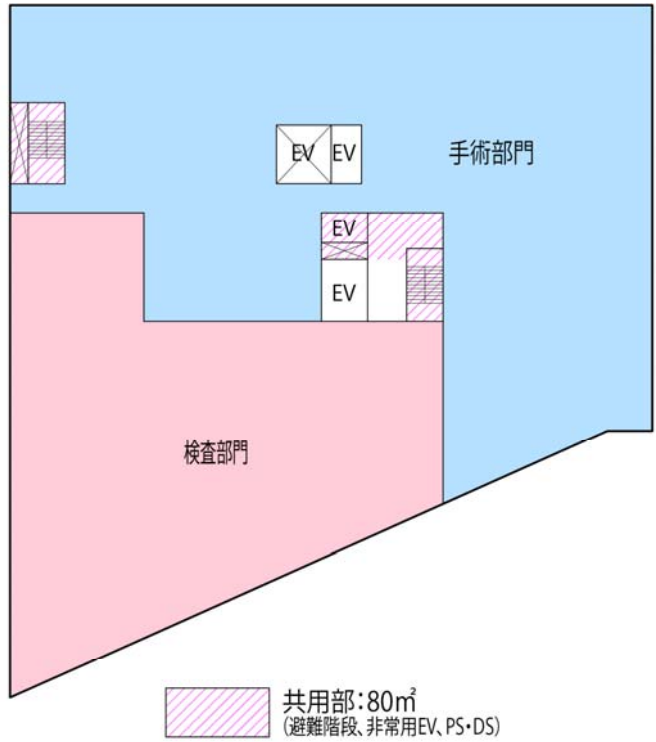


建物高さ 59.5m (13階)

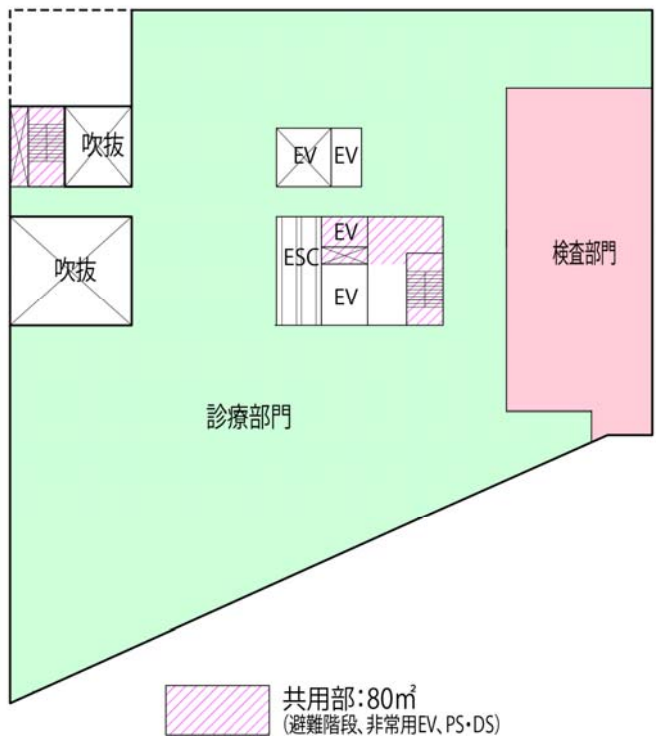
(3) 平面計画

建築面積 : 2,390 m² (建ぺい率 73%) / 延床面積 : 23,100 m² (容積率 700%)

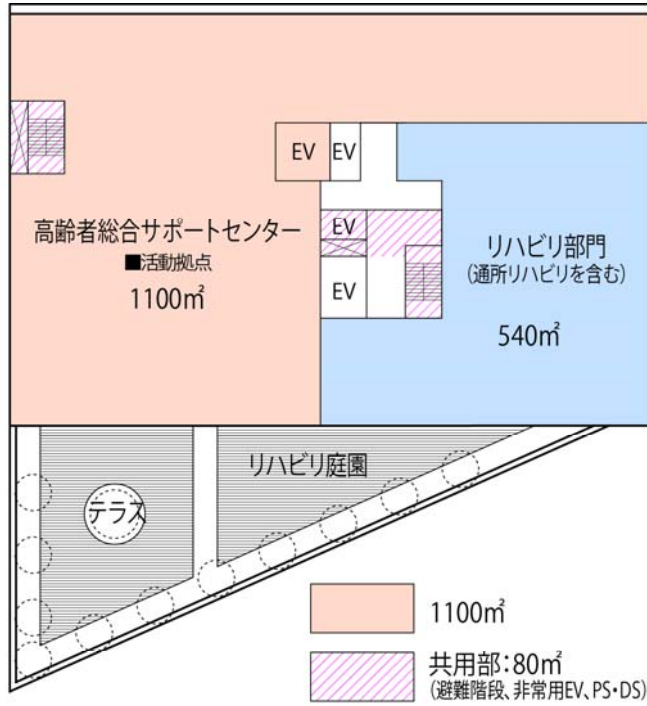




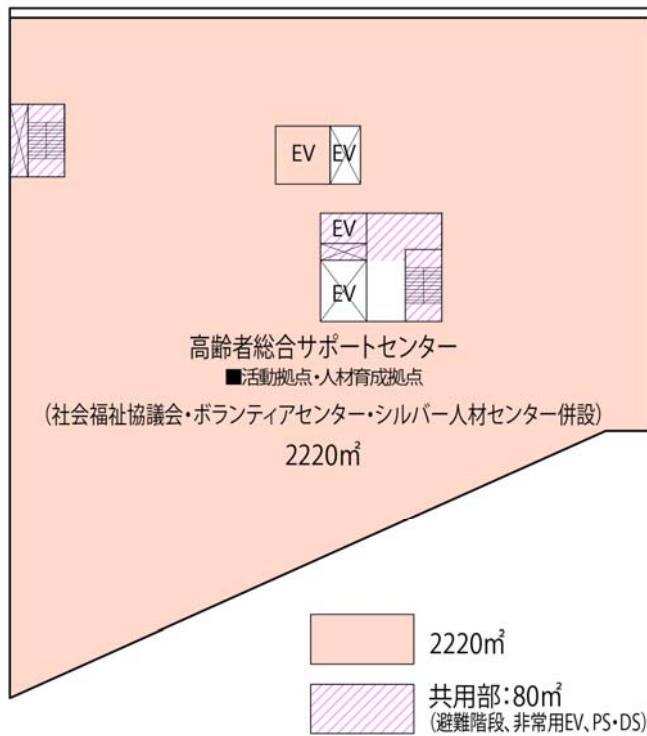
3 F 2380m²



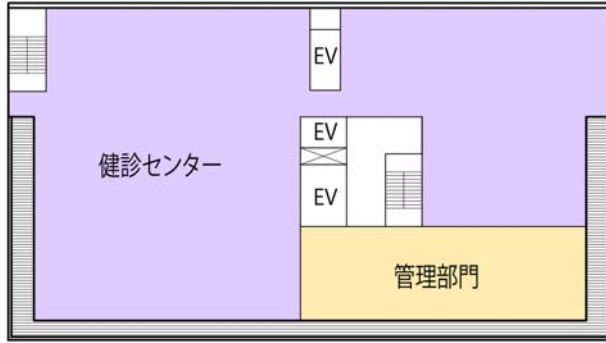
2 F 2180m²



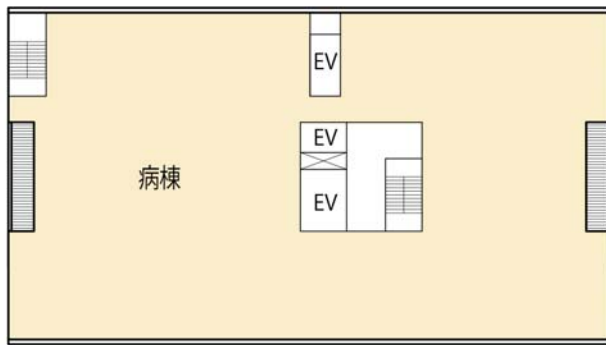
5 F 1790㎡



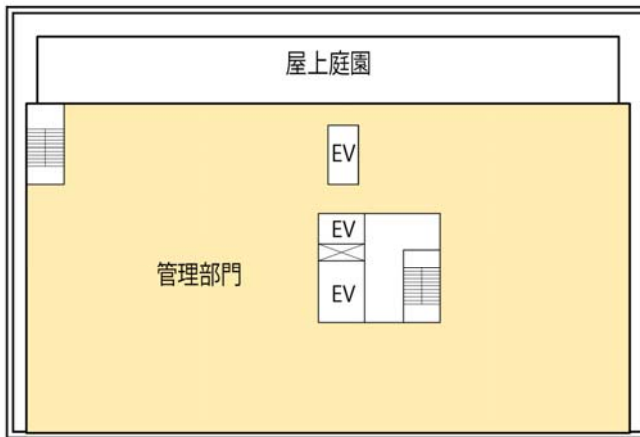
4 F 2350㎡



13 F 1210㎡

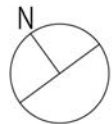
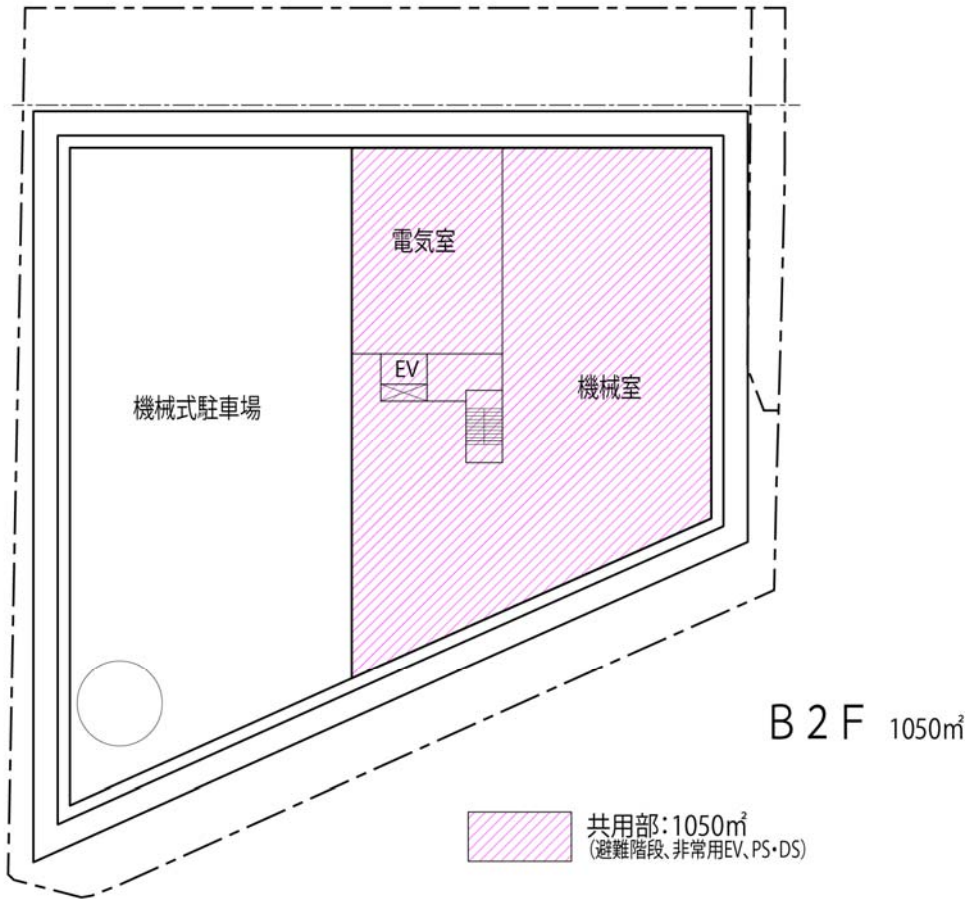
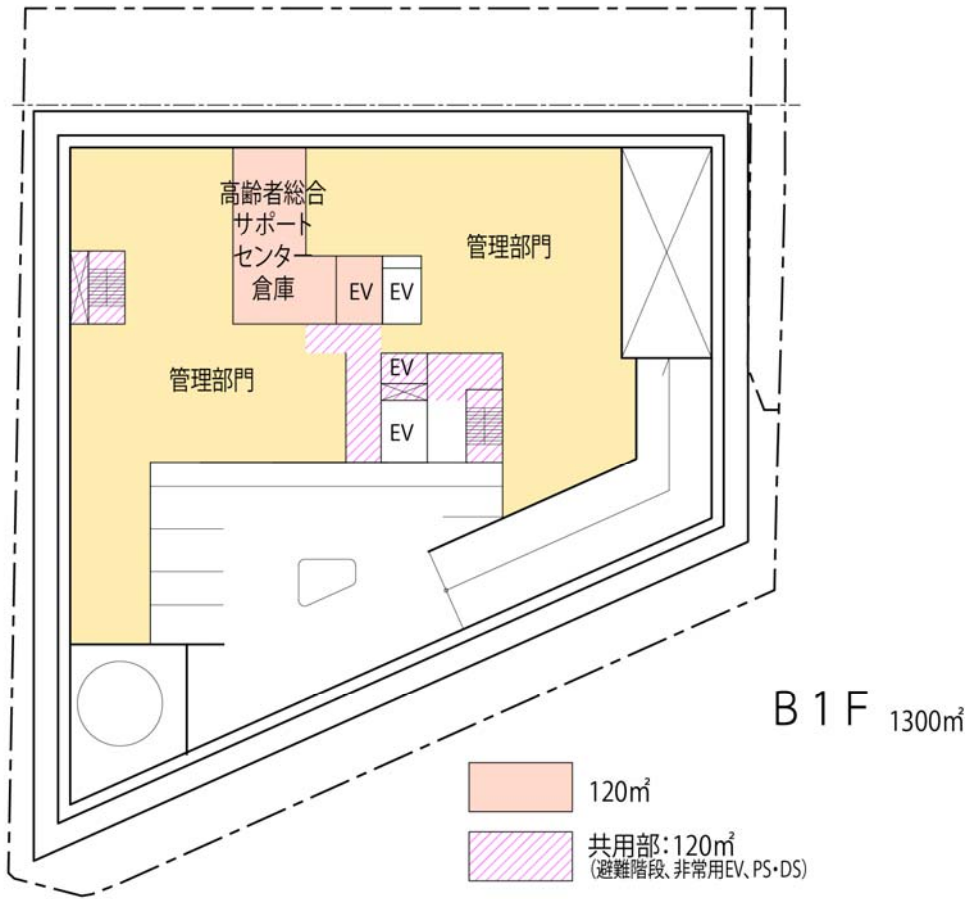


7 F ~ 12 F 1300㎡



6 F 1340㎡





今後のスケジュール

今後の整備スケジュールは、以下のとおりとなる。

平成 23～24 年度	基本設計・実施設計 運営に関する各種事項の検討など ・総括調整責任者のあり方 ・総合相談・支援の運営体制
平成 25～26 年度	建設工事 併設病院との業務連携・施設管理方針等の協定策定など
平成 27 年度秋	施設開設